

令和5年第4回定例会

富良野市議会会議録

令和5年12月5日（火曜日）午前10時00分開会

◎議事日程（第1号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指定
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 認定第 1号(第3定)令和4年度富良野市一般会計歳入歳出決算の認定について
認定第 2号(第3定)令和4年度富良野市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第 3号(第3定)令和4年度富良野市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第 4号(第3定)令和4年度富良野市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第 5号(第3定)令和4年度富良野市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第 6号(第3定)令和4年度富良野市水道事業会計決算の認定について
認定第 7号(第3定)令和4年度富良野市下水道事業会計決算の認定について
認定第 8号(第3定)令和4年度富良野市ワイン事業会計決算の認定について
- 日程第 4 所管事項に関する委員会報告及び都市事例調査報告
調査第 1号 防災行政について
調査第 2号 障がい者福祉について
都市事例調査報告
調査第 4号 労働力の確保について
- 日程第 5 議員の派遣に関する報告
- 日程第 6 議員の派遣に関する報告
- 日程第 7 監査委員報告(例月出納検査結果報告 令和5年度8月分・9月分)
- 日程第 8 報告第 1号 専決処分報告について(令和5年度富良野市一般会計補正予算(第8号))
- 日程第 9 議案第1号～第24号(提案説明)

◎出席議員（16名）

議長	16番	渋谷正文君	副議長	10番	今利一君
	1番	宮田均君		2番	松下寿美枝君
	3番	橋詰亜咲美君		4番	家入茂君
	5番	坂口邦夫君		6番	関野常勝君
	7番	佐藤秀靖君		8番	二宮利和君
	9番	大西三奈子君		11番	大栗民江君
	12番	天日公子君		13番	石上孝雄君

午前10時00分 開会
(出席議員数16名)

開 会 宣 告

○議長（渋谷正文君） これより、本日をもって招集されました令和5年第4回富良野市議会定例会を開会いたします。

開 議 宣 告

○議長（渋谷正文君） 直ちに、本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指定

○議長（渋谷正文君） 日程第1、会議録署名議員の指定を行います。

本定例会の会議録署名議員には、会議規則第126条の規定により、

松 下 寿美枝 君
本 間 敏 行 君
橋 詰 亜咲美 君
後 藤 英知夫 君
家 入 茂 君
石 上 孝 雄 君
坂 口 邦 夫 君
天 日 公 子 君

以上8名の諸君を指定いたします。

なお、本日の署名議員には、

松 下 寿美枝 君
本 間 敏 行 君

を御指名申し上げます。

諸 般 の 報 告

○議長（渋谷正文君） 事務局長をして、諸般の報告をいたさせます。

事務局長井口聡君。

○事務局長（井口聡君） -登壇-

議長の諸般の報告を朗読いたします。

市長より提出の事件、議案第1号から議案第24号及び報告第1号につきましては、あらかじめ御配付のとおりでございます。

次に、議会及び監査委員より提出の事件につきましては、本日御配付の議会側提出件名表に記載のとおり、議長にそれぞれ提出がございました。このうち、審査及び調査の終了いたしました事件につきましては、報告書として御配付のとおりでございます。

次に、市長より行政報告の申出があり、その概要につきましては、本日御配付のとおりでございます。

次に、閉会中の主な公務につきましては、議長報告といたしまして、本日御配付のとおりでございます。

次に、本定例会の説明員につきましては、別紙名簿として御配付のとおりでございます。

最後に、本日の議事日程につきましても、お手元に御配付のとおりでございます。

以上でございます。

日程第2 会期の決定

○議長（渋谷正文君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の運営に関し、議会運営委員会より報告を願います。

議会運営委員長佐藤秀靖君。

○議会運営委員長（佐藤秀靖君） -登壇-

議会運営委員会より、11月28日に告示されました令和5年第4回定例会が本日開会されるに当たり、11月30日に議会運営委員会を開催いたしましたので、審議した結果について報告いたします。

本定例会に提出されました事件数は41件でございます。

うち、議会側提出事件は16件で、内訳は、付託案件特別委員会報告8件、事務調査報告3件、都市事例調査報告1件、議員派遣報告2件、例月出納検査結果報告2件でございます。

市長よりの提出事件は25件で、そのうち内訳は、予算8件、条例14件、報告1件、その他2件でございます。

事件外といたしまして、市長の行政報告、議長報告がございます。

次に、運営日程について申し上げます。

本会議1日目の本日は、会期の決定後、事件外といたしまして、市長の行政報告を受け、第3回定例会において継続審査となりました認定第1号から認定第8号までの令和4年度一般会計ほか、各会計歳入歳出決算について、決算審査特別委員会から審査結果報告を受け、これを審議願います。

次に、所管事項に関する委員会報告及び都市事例調査報告、議員の派遣に関する報告、監査委員報告、報告第1号の報告を受けます。

その後、議案第1号から第24号までの提案説明を受け、本日の日程を終了いたします。

12月6日から8日までは議案調査のため、9日、10日は休日のため、11日は議案調査のため、それぞれ休会といたします。

本会議2日目の12月12日、3日目の12月13日は、市政に関する一般質問を行い、これを終了いたします。

12月14日は、議案調査のため、休会といたします。

本会議4日目の12月15日は、議案第1号から第24号までの審議を願います。

なお、議案第9号につきましては、新規条例につき精査が必要なことから、経済建設委員会に付託し、閉会中の審査とすることで申合せをしております。

最後に、追加議案のある場合は、順次、審議を願い、閉会中の諸手続をいたしまして、本定例会を終了いたします。

次に、事件外の運営について申し上げます。

請願、意見書、調査申出等の提出期限については、12月12日の日程終了時までとすることで申合せをしております。

以上、令和5年第4回定例会の会期は、本日12月5日から12月15日までの11日間とすることで委員会の一致を見た次第であります。

以上、申し上げますとおり、議員、理事者及び説明員各位の御協力を賜りますようお願い申し上げます、議会運営委員会からの報告といたします。

○議長（渋谷正文君） お諮りいたします。

ただいま議会運営委員長より報告のとおり、本定例会を運営し、会期は12月5日から12月15日までの11日間とし、うち6日、7日、8日、11日、14日は議案調査のため、9日、10日は休日のため、それぞれ休会いたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渋谷正文君） 御異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、ただいまお諮りのとおり、本日から11日間と決定いたしました。

行政報告

○議長（渋谷正文君） この際、あらかじめ申出のありました市長の行政報告に関する発言を許可いたします。

市長北猛俊君。

○市長（北猛俊君） -登壇-

おはようございます。

議長の許可をいただき、行政報告をいたします。

1、要望運動について。

（1）高規格道路「旭川十勝道路」の整備促進について。

旭川十勝道路整備促進期成会会長として、11月10日に、北海道開発局、旭川開発建設部、北海道議会議長、副議長及び管内選出議員、北海道建設部、上川総合振興局旭川建設管理部に対し、また、11月16日には、国土交通省、財務省、北海道選出国會議員に対し、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策に必要な予算の確保と

計画的かつ切れ目のない事業の推進、国土強靱化の事業計画に基づく橋梁、トンネルなどの老朽化対策の推進、昨今の資材等の高騰に対し、着実かつ長期安定的に道路整備・管理を進められる予算の確保、上富良野町一中富良野町間の計画段階評価の調査推進とともに、事業中である富良野北道路及び旭川東神楽道路の整備促進について要望してまいりました。

また、11月1日には、令和6年度社会資本整備に係る予算確保に向けた合同要請に参加し、北海道選出国會議員に対し、令和6年度の道路予算の確保及び高規格道路など、道路整備の促進について要望してまいりました。

（2）富良野圏域における河川の整備促進について。

富良野圏域連携協議会会長として、11月13日に、富良野沿線市町村議会議長会とともに、北海道上川総合振興局に対し、近年のゲリラ的な集中豪雨に対応するために、石狩川上流富良野圏域河川整備計画に基づく早急な河川整備の促進、河川の適正な維持を図るため、河床しゅんせつや立木の伐採など河川維持の充実について要望してまいりました。

2、日本生命保険相互会社旭川支社との包括連携協定締結について。

令和5年11月29日、富良野市と日本生命保険相互会社旭川支社との間で包括連携協定を締結いたしました。

この協定は、富良野市と日本生命保険相互会社が緊密に連携し、双方が有する人的、物的資源を有効に活用しながら、高齢者等の見守り活動やがん検診の受診率向上のための周知など、健康増進や疾病予防に資する活動のほか、文化、スポーツ振興などの取組を推進することで、市民の健康と福祉の向上、地域の活性化等に寄与するものであります。

3、職員の懲戒処分について。

地方公務員法第29条第1項及び富良野市職員の懲戒処分等に関する規程第5条第1項の規定に基づき、令和5年10月20日付で3件の懲戒処分を行ったところであります。

懲戒処分の内容については、次のとおりであります。

- 1、被処分者、教育委員会管理職、50歳代。
- 2、処分年月日、令和5年10月20日。
- 3、非違行為、公金公物取扱関係、一般服務関係。
- 4、処分の内容、減給6か月。
- 5、懲戒歴あり。

- 1、被処分者、教育委員会職員、40歳代。
- 2、処分年月日、令和5年10月20日。
- 3、非違行為、一般服務関係。
- 4、処分の内容、戒告。
- 5、懲戒歴なし。

- 1、被処分者、教育委員会管理職、50歳代。
- 2、処分年月日、令和5年10月20日。

- 3、非違行為、監督責任関係。
 - 4、処分の内容、戒告。
 - 5、懲戒歴なし。
- 以上です。

○議長（渋谷正文君） 以上で、市長の行政報告を終わります。

日程第3

- 認定第1号(第3定) 令和4年度富良野市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第2号(第3定) 令和4年度富良野市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第3号(第3定) 令和4年度富良野市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第4号(第3定) 令和4年度富良野市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第5号(第3定) 令和4年度富良野市簡易水道事特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第6号(第3定) 令和4年度富良野市水道事業会計決算の認定について
- 認定第7号(第3定) 令和4年度富良野市下水道事業会計決算の認定について
- 認定第8号(第3定) 令和4年度富良野市ワイン事業会計決算の認定について

○議長（渋谷正文君） 日程第3、前会より継続審査の認定第1号から認定第8号まで、以上8件を一括して議題といたします。

本件8件に関し、委員長の報告を求めます。
決算審査特別委員長大西三奈子君。

○決算審査特別委員長（大西三奈子君） -登壇-
決算審査特別委員会より、認定第1号、令和4年度富良野市一般会計歳入歳出決算の認定についてから認定第8号、令和4年度富良野市ワイン事業会計決算の認定についてまでの8件について、審査の経過並びに結果を報告申し上げます。

決算審査特別委員会は、第3回定例会において設置し、認定第1号より認定第8号までの令和4年度富良野市一般会計をはじめ、各特別会計歳入歳出及び公営企業会計の決算について審査を付託され、閉会中継続審査となったところであります。

9月26日に、審査日程、審査資料の検討並びに決算内容について会計管理者より説明を受け、11月2日、6日、7日の3日間にわたり、各所管部ごとに審査を行いました。

審査は、関係する職員の出席を求め、歳入の確保や歳出予算の適正な執行などに重点を置き、決算審査の着眼

点に基づいた質疑が行われ、それに対する答弁をいただきながら慎重に進めてまいりました。

この中で、総務、福祉、衛生、農林業、商工、建設及び教育など、各分野において、事業の取り組み方、実績、効果などについて、委員より活発な質疑がなされ、理解が深められたところであります。

審査の結果、認定第1号より認定第8号までの8件について、全会一致で認定すべきものと決した次第であります。

以上、決算審査特別委員会の報告といたします。

○議長（渋谷正文君） これより、本件8件の質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渋谷正文君） ないようですので、以上で本件8件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

これより、認定第1号、令和4年度富良野市一般会計歳入歳出決算の認定について採決いたします。

お諮りいたします。

本件に関する委員長報告は、認定すべきものであります。

これに御異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渋谷正文君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第2号、令和4年度富良野市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてから認定第5号、令和4年度富良野市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまで、以上4件について一括採決いたします。

お諮りいたします。

本件4件に関する委員長報告は、認定すべきものであります。

これに御異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渋谷正文君） 御異議なしと認めます。

よって、本件4件は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第6号、令和4年度富良野市水道事業会計決算の認定についてから認定第8号、令和4年度富良野市ワイン事業会計決算の認定について、以上3件について一括採決いたします。

お諮りいたします。

本件3件に関する委員長報告は、認定すべきものであります。

これに御異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渋谷正文君) 御異議なしと認めます。

よって、本件3件は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

日程第4

所管事項に関する委員会報告及び都市事例調査報告

○議長(渋谷正文君) 日程第4、前会より継続調査の所管事項に関する委員会報告及び都市事例調査報告を議題といたします。

本件に関し、順次、委員長の報告を求めます。

初めに、調査第1号、防災行政について。

総務文教委員長松下寿美枝君。

○総務文教委員長(松下寿美枝君) -登壇-

総務文教委員会から、令和5年第3回定例会で許可を得ました調査第1号、防災行政についての調査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会では、担当部署に資料の提出と説明を求め、富良野市が取り組む防災行政の現状を把握し、直面する課題と対策について調査を進めてまいりました。

国においては、頻発する自然災害に対応すべく、災害対策基本法を改正し、避難情報の一本化など、包括的な見直しを行っています。

本市においては、富良野市地域防災計画の中で、市民の生命、身体、財産の保護をするため、市をはじめ、防災関係機関が全力を挙げて予防、応急及び復旧等の災害対策を実施するに当たり、必要な事項を定めています。

さらに、富良野市備蓄計画や富良野市災害発生時の職員初動マニュアル、富良野市避難所運営マニュアルなどの整備も進められています。

また、日頃からの備えや地域ごとの危険箇所などを示した富良野市防災ガイドマップは全戸に配付されており、英語版も制作されています。

近年の大雨の影響で土砂災害も懸念されることから、土砂災害警戒区域等に指定されている箇所のうち、北の峰二線川付近と名取の沢川の現地視察を行い、状況確認も行ってまいりました。

委員会の中では、災害が起きたときに市民が適切に避難できること、災害が少ない地域だが、しっかり備えていくべきとの考えから、避難所での生活のことや防災に関わる人材育成などに議論が集中しました。避難所運営の課題として、トイレの洋式化の必要性や数、備蓄品に対してなど、様々な意見が出されていました。

計画していた先進地視察については実現に至りませんでしたが、委員相互で議論を深めた結果、以下4点で意見の一致を見たところです。

1、防災ガイドマップの活用と周知強化について。

防災ガイドマップの最大限の活用を促進するため、自宅ですぐ目につくところに備えておくように促すことも必要である。富良野市公式LINEには防災メニューもあることから、デジタルの活用も併せて市民が防災情報にアクセスできる手段などを分かりやすく伝え、意識の向上を図りたい。

2、避難所運営の配慮について。

あらゆる人々に適切な配慮を確保するため、避難所での施設設備について、高齢者や障がい者などのニーズに対応する検討を進めるべきである。特に、トイレなどの衛生環境に焦点を当て、避難所の在り方をより検討されたい。

3、防災時におけるオピニオンリーダーの養成について。

北海道地域防災マスターなどの養成プログラムを進め、地域住民の中に災害時に的確に対応できるスキルがある人材を増やすことが重要である。地域全体の協力体制の構築も併せて進められたい。

4、自主防災組織と共助の促進について。

災害時においては、自主防災組織が地域の共助活動として重要な役割を果たすということは防災ガイドマップでも触れられている。自主防災組織の育成や地域の共助活動を促進するために、今後も地域住民に対して自助と共助の重要性を伝えられたい。

全文につきましては、お手元の事務調査報告書並びに市議会ホームページを御覧ください。

以上、申し上げ、総務文教委員会からの報告といたします。

○議長(渋谷正文君) ただいまの報告に関し、御発言ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渋谷正文君) ないようですので、以上で総務文教委員会の報告を終わります。

次に、調査第2号、障がい者福祉について及び都市事例調査について。

市民福祉委員長後藤英知夫君。

○市民福祉委員長(後藤英知夫君) -登壇-

市民福祉委員会より、都市事例調査の結果について御報告申し上げます。

本委員会では、委員会の所管事項の調査として、釧路町及び帯広市へ先進地事例調査を行ってまいりました。

なお、報告は考察のみを申し上げますので、詳しくは報告書を御一読願います。

最初に、釧路町あしはらの杜では、福祉という枠組みだけで事業運営を考えるのではなく、例えば、合宿所掛ける就労継続支援など、広い視野で事業を検討しており、それらは利用者にとって働き方の選択肢の増、やりがい

や働きがい、さらに工賃の向上になっており、障がい者の尊厳の保持につながっていました。

働く場所の提供が事業者や利用者にとって、それぞれにメリットが大きいことから、行政も一丸となって情報提供に努め、困り事に早期に相談や対応する必要性も高いと感じました。

働き手確保対策としても、作業の内容がチェックアウト後の清掃や洗濯など、勤務時間も就労支援事業として合っているため、本市でも、ホテルのベッドメイクやクリーニング作業など、マッチングする内容だと感じました。

障がい者福祉の理解促進については、地域における活動の中で、誰一人取り残さない考えの下、行政が民間団体と一緒に取り組む必要があると考えます。

福祉避難所として、町と連携協定を結んでいるアリーナの構造は、バリアフリーであり、かつ、子供から高齢者までユニバーサルなつくりであり、放課後等デイサービスや就労継続支援事業所を運営する事業者が指定管理者の指定を受けている実績は大いに参考になる取組でした。

次に、帯広市の考察です。

障害者雇用理解促進事業において、企業とのコーディネートや事例集の作成に努め、障がい者を地域で雇用するための仕組みを整えていることは、本市の計画における就労機会の充実と生きがいづくりの中の一般就労への移行支援につながるものと考えられます。

また、職場体験実習を進め、行政内部での理解を深める取組は大変参考になりました。

事業所運営のための資金や工賃向上を目的に、市内事業所を企業へPRするなどの取組は大変参考になりました。

どんなことでも生活の困り感を気軽に相談できる取組として、聴覚障がい者へビデオ通話機能を利用した行政からの案内の説明などの支援体制はよい事例で、手話通訳のできる職員が常駐しているということも重要だと感じました。

学校跡地を活用した取組は、今後、特別支援学校の誘致や、本市の少子高齢化や核家族化によるつながりの希薄化などを地域全体で支え合える環境を整えるためにも、非常によい取組と感じました。

帯広市で現在策定中の（仮称）帯広市障害者共生まちづくりプランでは、理想を掲げる障害者計画と具体的な内容を定めた障害者福祉計画を一本化するとともに、行政が積極的に企業や事業者をつなぎ、住み慣れた地域で暮らせる環境を整える取組も、本市においても重要であると感じました。

以上で、都市事例調査報告を終わります。

続きまして、調査第2号、障がい者福祉についての調

査経過と結果について報告いたします。

我が国では、障がいのある人に関する法律や制度は目まぐるしく変化している中、本市における障害者手帳の所持者数は、手帳種別で見ると、身体障害者手帳の所持者数は減少傾向が続いているものの、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者は増加傾向が続いています。

担当部局より、障がい者福祉の取組の説明を受けた後、委員相互で協議を行い、実情把握のため、障がい者支援事業所に対し、視察を行いました。

意見交換では、本市における障がい者福祉の取組の中で、特に就労を含めた社会参加の促進、障がいや障がいのある人への理解について議論が深まりました。その中では、障がい者支援事業所の人材不足や働き手確保に向けての課題があることも伺えました。

就労支援については、社会的、経済的自立を促すものであるとともに、社会参加や生きがいづくりの側面も有しています。障がいのある人がその特徴や能力を生かして社会に幅広く参画していくことができるよう、雇用機会の創出と拡大を図る必要があります。

障害者優先調達推進法では、国や地方公共団体などの公的機関が物品やサービスを調達する際に、障がい者就労施設等から優先的、積極的に購入することを推進するため、受注の機会を確保することが求められており、この法律により、障がい者就労施設等の受注機会が増えることで、障がい者の就労機会が増加し、経済的自立につながるメリットがあります。

今後は、本市の目標額の設定や実績だけでなく、就労支援事業所が行っている、請け負える作業を一覧化し、公表するなど、企業と就労支援事業所を結びつける取組を行政が積極的に進める必要があります。

令和6年4月1日からは、事業所による障がいのある方への合理的配慮の提供が義務化となります。今後は、社会的なバリアを取り除くことを目的として、対話を重ね、共に解決策を検討していくことが望まれます。

次に、地域生活支援事業は、障がい者及び障がい児が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により事業を効果的、効率的に実施することを目的としています。

本市では、障がいのある人やその家族などが抱える生活課題や福祉に関するニーズを把握し、相談支援事業者などと連携しながら適切なサービスの利用につなげていますが、多様化する様々な課題の解決に向けてはさらなる取組が必要です。特に、日常の困り事などの一般相談を地域で受けられるような取組として、相談支援の体制を拡充することが重要です。

加えて、富良野圏域において進めている地域生活支援拠点の整備の充実、24時間相談体制やショートステイ、

グループホームの体験利用希望に応じて、地域資源の情報提供とともに利用できる体制の強化に取り組む必要もあると考えます。

本市においては、事業者や当事者が抱える課題、家族が抱える課題、地域が抱える様々な課題の解決に向けて、さらなる整備が必要と考えられることから、安心して暮らせる共生のまち富良野の実現に向けて具体的な取組が必要です。

最後に、障がいや障がい者に対する理解促進についてです。

行政が積極的に企業や事業者をつなぎ、障がい者の当たり前の生活を想像して、真のニーズを見極めて支援につなげる方法を、地域の社会資源を活用して住み慣れた地域で暮らせる環境を整える取組が特に重要であります。また、義務教育段階から多様な子供たちが障がいの有無にかかわらず共に学ぶインクルーシブ教育を通じて、障がいに対する理解を深めることは、思いやりや相手を尊重する気持ちや考えを育むことにつながると考えられます。さらに、将来、福祉に携わる人材へとつながる可能性もあり、障がいのある人が地域で生きやすい、暮らしやすい社会へと広がっていくものと考えます。

以上を踏まえ、障がい者福祉に対する最終的な意見交換を行ったところ、次の3点について意見の一致を見たところです。

1点目、障がい者雇用率の向上のためにも、就労支援に向けた職場体験実習等の取組や障がい者の雇用を行政が率先して行うことにより、これまで以上に就労環境を整え、地域全体での障がい者の自立を目指して雇用の充実を図られたい。

2点目、地域生活支援事業を充実させるために、障がい者支援事業所等の関係機関と連携し、真のニーズ、課題に向き合い、地域の特性と利用者の状況に応じ、さらなる地域生活支援の強化に向けて体制整備を図られたい。

3点目、全ての人が安心して暮らせるまちづくりのために、障がい者や障がい者に対する理解を深める機会が重要であり、障がいに対する啓発やインクルーシブ教育、地域住民との様々な交流の中で共生社会の理念の浸透を進められたい。

以上、障がい者福祉について述べてきたところでありますが、障がい者等が健常者と同等に当たり前に生活できるような社会こそが正常、いわゆるノーマルな社会であるという考えの下、障がい者の自立と社会参加の促進に向けて、ノーマライゼーション社会が構築されることを期待して、報告するものであります。

全文につきましては、お手元の事務調査報告書並びに市議会ホームページを御覧ください。

以上、申し上げます、市民福祉委員会からの報告とさせていただきます。

○議長（渋谷正文君） ただいまの報告2件に関し、御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渋谷正文君） ないようですので、以上で市民福祉委員会の報告を終わります。

次に、調査第4号、労働力の確保について。

経済建設委員長天日公子君。

○経済建設委員長（天日公子君） -登壇-

経済建設委員会より、令和5年第3回定例会で許可を得ました調査第4号、労働力の確保について、調査の経過を御報告申し上げます。

本委員会では、担当部局に資料の提出と説明を求め、本市が取り組む労働力の確保に関する現状を把握し、直面する課題と対策について調査を進めてきました。

少子高齢化などの影響により、1995年をピークに生産年齢人口は減少に転じ、近年の労働市場は女性や高齢者の活躍によって支えられてきましたが、新規学卒者の減少や団塊の世代が後期高齢者になり始め、全国的に人手不足が顕在化しています。さらに、今後は、大幅な需要拡大が見込まれる看護、介護といった社会保障関係分野や構造的に入職者が減少傾向にある建設分野、2024年問題を抱える物流分野をはじめ、富良野市においては、基幹産業の農業、観光に関わる分野における人手不足の対応は喫緊の課題であります。

雇用動向の指標とされるハローワーク富良野管内の有効求人倍率は、コロナ禍の影響により有効求人数自体が減少し、一時は0.75倍まで低下しましたが、新型コロナウイルスとの共生が始まって以来、再び上昇を始め、令和5年3月には、有効求人倍率の記録を開始した平成25年4月以降で最も高い2.1倍に達しています。

言うまでもありませんが、この倍率が指し示していることは、企業で210人雇用したいと思っている一方、働きたいと思っている人が100人しかおらず、結果的に110人分の雇用枠が充足されず、人手不足であることを意味しています。

現状においては、公共職業安定所などによる外部労働市場を通して広く人材を募集し、労働の量そのものを充足させていく方法や、企業内の内部労働市場において、労働者、すなわち人への投資を通して労働の質を高め、生産性を向上させていく方法などが想定されているところであります。

そうした中、労働行政を所管する経済部商工観光課では、市内事業所の人材確保の状況や働き手の就業観に関する実態把握や今後の施策検討の参考として今年7月に関係団体と共同で実態調査を実施するとともに、各業界との意見交換にも精力的に取り組み、10月には庁内に富良野市人材確保対策検討委員会を立ち上げ、部局横断的に労働力の確保に向けた施策検討に着手するなど、その

成果は大いに期待されるところであります。

本委員会では、こうした人材不足の状況下においても、本市経済の維持はもとより、さらなる成長と発展に向けて、今後は、労働力の確保について、課題検証や先進地の事例調査などを行いながら、さらに調査を進めたいことから、今回は中間報告とし、継続調査を求めるものであります。

以上、申し上げまして、経済建設委員会からの中間報告といたします。

○議長（渋谷正文君） ただいまの報告に関し、御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渋谷正文君） ないようですので、お諮りいたします。

調査第4号に関する委員長報告は中間報告であり、継続調査を要することです。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渋谷正文君） 御異議なしと認めます。

よって、本件については、継続調査とすることに決しました。

以上で、所管事項に関する委員会報告及び都市事例調査報告を終わります。

日程第5 議員の派遣に関する報告

○議長（渋谷正文君） 日程第5、議員の派遣に関する報告を議題といたします。

本件について報告を求めます。

7番佐藤秀靖君。

○7番（佐藤秀靖君） -登壇-

令和5年第3回定例会で議員の派遣の許可を得ました道北支部議長会議員研修会について、派遣議員を代表して、御報告申し上げます。

本研修会は、北海道市議会議長会道北支部議長会及び上川町村議会議長会の共催により、10月19日に旭川市公会堂で開催され、本市議会議員の参加は13名でありました。

講演1では、「住民から期待される議会になろう！」と題して、早稲田大学マニフェスト研究所事務局長の中村健氏より、広聴を起点とした議会活動について講演がありました。具体的には、市民の声を聞いて議会で議論し、市政と情報共有をしながら議会と行政が一体となってまちづくりに取り組んでいく必要性について述べられたほか、先進事例として、愛知県犬山市議会の市民フリースピーチ制度などが紹介され、市民からお預かりした声を市政やまちづくりに反映させていく手法を学ばせていただきました。

講演2では、「スクープに見る企業の危機管理」と題して、文藝春秋取締役、総局長の新谷学氏より、企業における危機管理の在り方について講演がありました。とりわけ、企業における危機管理5か条として、1、最優先で守るものを見定める、2、ネガティブな情報ほど早く上げさせる、3、常に最悪を想定する、4、情報開示は一刻も早く、5、トップの首は組織を守るためにあることに加え、不適切な広報事例として、逃げる、隠す、うそをつくの3点が紹介され、緊急時等における情報公開の在り方や対応方法の検討に際して大変参考となるものであります。

全文につきましては、お手元の事務調査報告書並びに市議会ホームページを御覧ください。

以上、報告といたします。

○議長（渋谷正文君） ただいまの報告に関し、御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渋谷正文君） ないようですので、以上で議員の派遣に関する報告を終わります。

日程第6 議員の派遣に関する報告

○議長（渋谷正文君） 日程第6、議員の派遣に関する報告を議題といたします。

本件に関し、道外各都市の行政事務調査の結果について報告を求めます。

2番松下寿美枝君。

○2番（松下寿美枝君） -登壇-

令和5年第3回定例会で議員の派遣の許可を得ました市民連合議員会の道外都市事例調査につきまして、派遣議員を代表して御報告申し上げます。

最初に、徳島県勝浦郡上勝町のゼロ・ウェイストの取組について御報告いたします。

上勝町では、2020年までにごみをゼロにすることを決意して、2003年に日本で初めてゼロ・ウェイスト宣言し、国内外から多くの関係者が訪れ、いまではゼロ・ウェイストの取組は町民の誇りになっています。

過去には焼却炉などでごみを処分していましたが、環境に配慮して13種類45分別に取り組み、町内唯一のゼロ・ウェイストセンターに町民自らごみを持ち込み、分別しています。町内ではごみ収集車が巡回しておらず、免許がない、車がない家庭などには、2か月に一度、訪問回収されています。

ゼロ・ウェイストセンターの分別籠には、リサイクルの用途や処理にかかる費用、買取り価格など見える化の工夫が施されており、分別するごとにポイントがたまるちりつもポイントカードも導入されています。

その結果、目標年度2020年を迎えましたが、リサイク

率は80.8%にとどまり、その要因として、様々なごみの中にゴム製品などリサイクルに適さないものがあり、社会の仕組みそのものが変わらなければ解決できない課題があることを突き止め、2020年12月に新たに次期ゼロ・ウェイスト宣言を制定し、2030年までの重点目標を掲げ、積極的に取組を進めています。

その重点目標の一つとして、ゼロ・ウェイストや環境問題について学べる仕組みをつくり、新しい時代のリーダーを輩出しますと規定し、新たな試みとして、視察や企業研修、修学旅行、環境教育などによる人材育成にも力を入れています。

次に、地域おこし協力隊の取組についてです。

上勝町では、現在、2名の地域おこし協力隊を受入れています。コロナ禍以前は、上勝起業塾という催しを開催し、町内で新規事業に取り組む意欲のある方を参集し、一定期間滞在しながら、フィールドワークや座学を通じて事業プランを策定し、そのプランを、町長をはじめ、関係者に発表し、協力隊員として採用していますが、地域柄、協力隊員の住居を町内に確保することが課題となっています。

考察として、上勝町のゼロ・ウェイストの取組は、2050年ゼロカーボンシティ宣言をしている本市にとって、市民一人一人が力を合わせ、脱炭素社会に向かうことや、循環型社会を構築していくことが重要であり、市民が自身の役割や自分たちが分別した結果を実感できる機会や工夫を追求することも必要であると感じたところです。

特に、本市の生ごみを堆肥化する取組は、生ごみ袋の改良も含めて取り組んでいます。出来上がった堆肥をどこで購入できるのか知らない市民もいるため、周知の工夫が必要だと考えます。さらに、ごみの減量化の取組として、リサイクルマーケットをより市民の身近な場所で開催することにより、循環型社会への参加を促進し、ごみの減量化の実現も期待できると考えます。

また、市民が取り組む分別やリサイクルは、本市の観光地としての景観の形成や維持に寄与していることから、これらの取組の市民への理解促進に努めるとともに、訪れる観光客にも環境問題について考える機会を提供していくことも、ゼロカーボンシティを目指す本市の役割の一つと考えます。

地域おこし協力隊の取組については、若い方が町内に増えることにより高齢化率の減少に寄与しており、地域おこし協力隊の制度を広義の移住施策と考えたときに、一定程度滞在していただきながら、地域をより深く知り、事業企画を考える時間を設けることも、活動の成功や定着につながっていくものと考えます。

続けて、愛媛県四国中央市のオンデマンド交通の取組について御報告いたします。

四国中央市では、市町村合併に際し、新たな公共交通

手段としてコミュニティバス導入の検討を開始し、デマンドタクシーを導入するに至っています。

当初は、地域と運行日を限定した試験運行でしたが、2010年から市内全域に拡大されています。利用方法は、最初に利用登録を行い、利用の際には電話での予約が必要で、乗り合わせによる移動となっています。料金は、中学生以上400円、中・高生は200円などと細分化されており、市内全域を三つにエリア化し、エリア間の乗り継ぎには利用料金が発生する仕組みになっています。

利用者からは、地域の隅々までカバーする区域運行により、生活圏内での通院や買物に役立っているなどといった意見がある一方、コロナ禍の外出控えの影響もあって利用者は減少傾向で、燃料高騰などの影響による行政負担は増加傾向になっていますが、今後はインターネットでの予約や乗り継ぎ時の待合環境の整備に向けた検討を行っていくとのことです。

また、運転免許自主返納の促進策として、免許返納者にデマンドタクシーを無料で利用できるお試しチケットを贈呈し、返納手続きの際にデマンドタクシーを案内したり、指定乗降場所を分かりやすくするために、のぼり旗の設置やまちづくり講座も実施されたりしています。

考察として、オンデマンド交通は、新しい交通体系で、広範な地域を有する本市にとって、さらに高齢化が進む現況において、大いに期待される交通体系の一つと考えます。

本市においては、郊外の地域における交通弱者の移動手段の確保が喫緊の課題となっていることから、よりきめの細かい地域公共交通の計画、運用が求められています。特に、市街地以外での地域では、コミュニティカーの活用が進む中、買物や通院など生活の質を守るために適した交通手段の確立が急務と考えます。

現在、本市で実証実験中のオンデマンドタクシーについては、四国中央市同様、予約制で乗り合いという共通点がありますが、ドア・ツー・ドアの取組や分散した地域内での公共交通を乗り継ぎポイントを設けることにより広範囲の移動も可能にしている点などは本市も大いに参考にするべきであり、市街地以外でもオンデマンドタクシーを活用することを視野に入れ、早急に調査研究に取り組むべきと考えます。

今後は、地域の実情に即した取組を通じて、住民が利用しやすい公共交通を維持していくとともに、市民に公共交通を利用してもらい、市内交通網を市民自らの手で守り育てていこうとする機運の醸成も必要だと感じた次第です。

全文につきましては、お手元の報告書並びに市議会ホームページを御覧ください。

以上、報告といたします。

○議長（渋谷正文君） ただいまの報告に関し、御発言

ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渋谷正文君) ないようですので、以上で議員の派遣に関する報告を終わります。

日程第7 監査委員報告

○議長(渋谷正文君) 日程第7、監査委員報告を議題といたします。

報告は、例月出納検査結果報告、令和5年度8月及び9月分の2件であります。

本報告2件に関し、御発言ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渋谷正文君) ないようですので、以上で本報告を終わります。

日程第8

報告第1号 専決処分報告について(令和5年度富良野市一般会計補正予算(第8号))

○議長(渋谷正文君) 日程第8、報告第1号、専決処分報告についてを議題といたします。

本件について説明を求めます。

副市長稲葉武則君。

○副市長(稲葉武則君) -登壇-

おはようございます。

報告第1号、専決処分報告について御説明申し上げます。

本件は、地方自治法第179条第1項の規定により、令和5年11月1日付で専決処分を行いました令和5年度富良野市一般会計補正予算について、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるところでございます。

以下、その内容について御説明申し上げます。

議案第1号、令和5年度富良野市一般会計補正予算第8号は、歳入歳出それぞれ1億6,164万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を156億2,454万8,000円にするものでございます。

以下、その概要について、歳出から御説明申し上げます。

6ページ、7ページ下段でございます。

2款総務費は、1項総務管理費で、ふるさと応援寄附金の増加に伴うふるさと納税推進事業費のふるさと納税支援業務委託料、ふるさと納税返礼品発送業務委託料及びワンストップ特例オンライン電子申請業務委託料の追加、ふるさと納税関係書類発送業務のより一層の効率化を図るための文具・消耗器材及び印刷代及び通信運搬費の追加、受領証・ワンストップ特例申請書発送業務委託料の減額、差引きいたしまして1億6,164万6,000円の追

加でございます。

次に、歳入について御説明申し上げます。

同じく、6ページ、7ページの上段でございます。

19款寄附金は、1項寄附金で、ふるさと応援寄附金1億6,164万6,000円の追加でございます。

以上、よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長(渋谷正文君) 本件について御発言ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渋谷正文君) ないようですので、お諮りいたします。

本件について、承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渋谷正文君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は、承認することに決しました。

ここで、10分間休憩いたします。

午前11時01分 休憩

午前11時08分 開議

○議長(渋谷正文君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を続行いたします。

日程第9 議案第1号から議案第24号(提案説明)

○議長(渋谷正文君) 日程第9、議案第1号から議案第24号まで、以上24件を一括して議題といたします。

順次、提案者の説明を求めます。

副市長稲葉武則君。

○副市長(稲葉武則君) -登壇-

議案第1号、令和5年度富良野市一般会計補正予算について御説明申し上げます。

このたび提案いたしました富良野市一般会計補正予算第9号は、歳入歳出それぞれ4,273万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を156億6,728万4,000円にしようとするものと、繰越明許費の補正で追加1件、債務負担行為の補正で追加11件、地方債の補正で変更3件でございます。

以下、その概要について、歳出から御説明申し上げます。

22ページ、23ページでございます。

1款議会費は、1項議会費で、職員の給与条例改正に伴う議会運営費の会計年度任用職員報酬、各種手当(会計年度任用職員)、合わせまして15万7,000円の追加でございます。

2款総務費は、1項総務管理費で、条例改正に伴う財

政管理費、一般事務費の会計年度任用職員報酬、各種手当（会計年度任用職員）、会計管理費、一般事務費の会計年度任用職員報酬、会計年度任用職員給料、普通財産の解体工事を実施するため、石綿含有調査を行う普通財産管理経費のアスベスト調査分析委託料、条例改正に伴う複合庁舎維持管理経費の会計年度任用職員報酬、各種手当（会計年度任用職員）、バス路線維持に係る生活交通路線維持対策事業費の広域生活交通路線維持対策路線維持費補助金、市生活交通路線維持対策路線維持費補助金、公共交通確保対策協議会への支出を行う公共交通確保対策事業費の公共交通確保対策事業交付金、島ノ下テレビ組合の通信ケーブル及び機器更新に伴う自主共聴施設デジタル整備事業費の自主共聴施設デジタル整備事業費補助金、タクシー運賃の改定に伴う島ノ下地区コミュニティカー運行事業費の（債）島ノ下地区コミュニティカー運行委託料、公共光ケーブル添架を行っているNTT柱更新に伴う情報ネットワーク環境管理経費の情報通信基盤移設工事費、条例改正に伴う関係人口創出事業費、山部支所運営費、東山支所運営管理費、交通安全啓発事業費及び市民協働費一般事務費の会計年度任用職員報酬、各種手当（会計年度任用職員）、扇山公民会館内の水道管布設替えを行う地域会館・集落センター維持管理費の施設修繕料、演劇工場非常電源設備整備に要する演劇工場運営管理費の施設修繕料、市民野球場電光掲示板に要する体育施設管理費の施設修繕料、東山パークゴルフ場乗用芝刈り機に要する有料パークゴルフ場運営管理費の器具修繕料、スポーツ大会開催運営に要する各種スポーツ競技大会補助金の全日本スキー連盟公認富良野ユース大会補助金の追加、富良野広域連合負担金の減額、市有林管理費の財源振替、2項徴税費で、条例改正と新規雇用に伴う賦課事務費の会計年度任用職員報酬、会計年度任用職員給料、各種手当（会計年度任用職員）、コンビニ収納開始に伴う納付書に要する文具・消耗器材及び印刷代の追加、差引きいたしまして387万9,000円の減額でございます。

3款民生費は、1項社会福祉費で、条例改正に伴う国民健康保険特別会計繰出金、指定寄附の積立てを行う基金積立金の社会福祉基金積立金、条例改正に伴う物価高騰重点支援給付事業費の会計年度任用職員報酬、老人福祉費一般事務費の会計年度任用職員報酬、各種手当（会計年度任用職員）、介護保険特別会計繰出金、過年度精算に係る身体障害者福祉費一般事務費の特別児童扶養手当事務委託金精算返還金、保健事業需要増による健康診査委託料増加に伴う後期高齢者医療特別会計繰出金、需要の増加によるひとり親家庭等医療給付事業費のひとり親家庭等医療費、子ども医療給付事業費の手数料、子ども医療費、子ども医療費（市単独分）、条例改正に伴う障害者給付審査会事業費の会計年度任用職員報酬、各種

手当（会計年度任用職員）など、需要の増加による自立支援給付事業費の障害福祉サービス費、過年度精算に係る自立支援医療費支給事業費の障害者自立支援給付費国庫負担金精算返還金、障害者自立支援給付費道負担金精算返還金、需要の増加による補装具費支給事業費の補装具費支給費、過年度精算に係る地域生活支援事業費の地域生活支援事業費国庫補助金精算返還金の追加、2項児童福祉費で、条例改正に伴う家庭児童相談室運営費及び母子等相談事業費の会計年度任用職員報酬、各種手当（会計年度任用職員）、需要の増加による児童館等運営費の燃料及び光熱水費、条例改正に伴う学童保育センター運営費、子育て支援センター運営費、認可保育所運営費及び特別支援保育事業費の会計年度任用職員報酬、各種手当（会計年度任用職員）など、過年度精算に係る子育てのための施設等利用給付事業費の子育てのための施設等利用給付交付金国庫補助金精算返還金、子育てのための施設等利用給付交付金道補助金精算返還金の追加、合わせまして8,065万7,000円の追加でございます。

4款衛生費は、1項保健衛生費で、暖房設備の排煙濃度計を交換する保健センター管理経費の施設修繕料、条例改正に伴う母子保健事業費の会計年度任用職員報酬、各種手当（会計年度任用職員）、過年度精算に係る母子保健衛生費補助金精算返還金、条例改正に伴う健康増進事業費及び高齢者保健事業費の会計年度任用職員報酬、社会及び労働保険料など、需要の増加による固形燃料ボイラー熱供給設備使用事業費の燃料及び光熱水費、条例改正に伴う看護専門学校運営経費の会計年度任用職員報酬の追加、各種手当（会計年度任用職員）の減額、2項清掃費で、条例改正に伴う清掃総務費一般事務費の会計年度任用職員報酬、各種手当（会計年度任用職員）の追加、執行確定によるごみ収集経費の（債）一般廃棄物収集運搬業務委託料の減額、3項水道費で、人事異動による簡易水道事業特別会計繰出金の追加、差引きいたしまして375万9,000円の追加でございます。

6款農林業費は、1項農業費で、条例改正に伴う農業担い手育成事業費、経営所得安定対策等推進事業費及び多面的機能支払事業費の会計年度任用職員報酬、各種手当（会計年度任用職員）などの追加、2項林業費で、需要の増加による民有林育成推進事業費の民有林育成推進事業補助金、野生鳥獣被害対策に係る研修開催、ユニック車両資格取得に要する有害鳥獣駆除対策経費の講師謝礼金、各種会議負担金の追加、鳥獣捕獲処理委託料の減額、差引きいたしまして199万円の追加でございます。

7款商工費は、1項商工費で、条例改正に伴う観光費、一般事務費の会計年度任用職員報酬、各種手当（会計年度任用職員）、コンシェルジュプラノにおける燃料及び光熱水費、条例改正に伴う消費生活センター・女性センター運営管理事業費の会計年度任用職員報酬、各種手当

(会計年度任用職員)、道費補助の確定により啓蒙品を購入する文具・消耗器材及び印刷代、合わせまして89万5,000円の追加でございます。

8款土木費は、1項土木管理費で、車庫シャッターの修繕に要する車両センター事務所管理費の施設修繕料の追加、2項道路橋梁費で、除雪体制に備える除雪対策事業費の会計年度任用職員報酬、委員費用弁償及び旅費、設計変更に伴う南6丁目道路改良舗装事業費の南6丁目道路改良舗装工事費、市道橋長寿命化事業費の設計測量調査委託料の追加、執行確定による南6丁目道路改良舗装事業費の支障物件移転補償費、南2丁目2道路改良舗装事業費の南2丁目2道路改良舗装工事費、支障物件移転補償費、市道橋長寿命化事業費の橋梁塗膜含有物調査委託料、市道橋長寿命化修繕工事費、橋梁点検業務負担金の減額、3項河川費で、条例改正に伴う樋門・樋管操作管理費の会計年度任用職員報酬、各種手当(会計年度任用職員)の追加、5項住宅費で、条例改正に伴う公営住宅管理費、道営住宅管理費及び建築指導事務費の会計年度任用職員報酬、各種手当(会計年度任用職員)の追加、差引きいたしまして7,202万4,000円の減額でございます。

9款教育費は、1項教育総務費で、指定寄附の積立てを行う基金積立金の教育基金積立金、条例改正に伴う教育振興費一般事務費の会計年度任用職員報酬、需要の増加による部活動・競技大会派遣補助金の小中学校各種競技大会派遣補助金の追加、2項小学校費で、条例改正に伴う小学校管理費の会計年度任用職員報酬、会計年度任用職員給料、各種手当(会計年度任用職員)、補助金を活用し、簡易型空調機を整備する小学校施設修繕事業費の器具購入費の追加、3項中学校費で、条例改正に伴う中学校管理費の会計年度任用職員報酬、会計年度任用職員給料、各種手当(会計年度任用職員)の追加、4項社会教育費で、条例改正に伴う放課後子ども教室推進事業費、図書館運営管理事業費、生涯学習センター管理経費及びふらの森の教室推進事業費の会計年度任用職員報酬、各種手当(会計年度任用職員)の追加、合わせまして1,569万円の追加でございます。

10款公債費は、1項公債費で、額の確定による地方債償還元金、地方債償還利子、2,332万8,000円の減額でございます。

11款給与費は、1項給与費で、給与条例改正に伴う給与の一般職給料、各種手当ほか関係経費で、3,881万9,000円の追加でございます。

次に、歳入について御説明申し上げます。

戻りまして、14ページ、15ページでございます。

1款市税は、1項市民税で、個人の所得割124万5,000円の追加でございます。

12款地方交付税は、1項地方交付税で、普通交付税

4,253万9,000円の追加でございます。

16款国庫支出金は、1項国庫負担金で、障害者自立支援給付費負担金の追加、2項国庫補助金で、市道橋長寿命化事業補助金、学校保健特別対策事業費補助金、デジタル田園都市国家構想推進交付金(地方創生推進タイプ)、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の追加、南2丁目2道路改良舗装事業交付金の減額、差引きいたしまして810万8,000円の減額でございます。

17款道支出金は、1項道負担金で、障害者自立支援給付費負担金、道営住宅指定管理業務負担金の追加、2項道補助金で、ひとり親家庭等医療給付事業補助金、乳幼児医療費助成事業補助金、経営所得安定対策等推進事業費補助金、豊かな森づくり推進事業補助金、消費者行政活性化交付金の追加、市有林造成事業補助金の減額、合わせまして2,128万8,000円の追加でございます。

19款寄附金は、1項寄附金で、社会福祉費寄附金、社会教育費寄附金、1,000万円の追加でございます。

20款繰入金は、1項基金繰入金で、スポーツ振興基金繰入金、ふるさと応援基金繰入金、公共交通確保対策事業基金繰入金、合わせまして1,254万7,000円の追加でございます。

22款諸収入は、4項受託事業収入で、後期高齢者医療広域連合受託事業収入の追加、5項雑入で、市町村振興宝くじ収益金交付金、社会及び労働保険料、建物総合損害共済災害共済金の追加、合わせまして92万5,000円の追加でございます。

23款市債は、1項市債で、南6丁目道路改良舗装事業債の追加、南2丁目2道路改良舗装事業債、市道橋長寿命化事業債の減額、差引きいたしまして3,770万円の減額でございます。

戻りまして、6ページ、7ページでございます。

第2条繰越明許費の補正は、第2表繰越明許費補正に記載のとおり、体育施設管理事業で、市民野球場電光掲示板修繕に要する設備の納品が令和6年度に及ぶため、記載の金額を限度として翌年度に繰り越すため、追加するものでございます。

第3条債務負担行為の補正は、第3表債務負担行為補正に記載のとおり、令和5年度地域おこし協力隊派遣業務委託料、令和5年度住民情報システム運用保守委託料、令和5年度住民情報システムクラウド利用料、令和5年度A I オンデマンド交通運行事業費、令和5年度富良野市山部診療所診療及び医事業務委託料及び令和5年度一般廃棄物収集運搬業務委託料につきましては、令和6年4月1日から業務を実施する上で本年度中に契約事務を進めるため、令和5年度島ノ下地区コミュニティー運行事業費、令和5年度山部地区コミュニティー運行事業費につきましては、令和6年度乗合事業の認可を取得するに当たり、契約手続を本年度中に行うことが必要な

ため、令和5年度富良野演劇工場指定管理料、令和5年度富良野市女性センター指定管理料につきましては、公の施設の指定管理者制度に基づく協定締結のため、令和5年度スクールバス運行委託料は、令和6年4月1日から3年間の業務を実施する上で本年度中に契約事務を進めるため、それぞれ記載の期間及び限度額により債務負担行為を定めるために追加するものでございます。

第4条地方債の補正は、第4表地方債補正に記載のとおり、南6丁目道路改良舗装事業費、南2丁目2道路改良舗装事業費、市道橋長寿命化事業費の変更による起債額の調整で、記載のとおり限度額を変更するものでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第2号、令和5年度富良野市国民健康保険特別会計補正予算について御説明申し上げます。

このたび提案いたしました富良野市国民健康保険特別会計補正予算第2号は、歳入歳出それぞれ144万円を追加し、歳入歳出予算の総額を26億4,749万6,000円にしようとするものでございます。

以下、その概要について、歳出から御説明申し上げます。

8ページ、9ページでございます。

1款総務費、1項総務管理費は、1目一般管理費で、一般管理費の会計年度任用職員報酬、各種手当（会計年度任用職員）、市町村職員共済組合負担金、職員管理費の一般職給料、各種手当、市町村職員共済組合負担金などの追加、市町村職員退職手当組合負担金の減額、差引きいたしまして114万9,000円の追加でございます。

2項徴税費は、1目（18ページで訂正）賦課徴収費で、一般管理費の会計年度任用職員報酬、各種手当（会計年度任用職員）などの追加、職員管理費の一般職給料、各種手当などの追加、市町村職員退職手当組合負担金及び市町村職員共済組合負担金の減額、差引きいたしまして10万7,000円の減額（18ページで訂正）でございます。

8款諸支出金、1項償還金及び還付加算金は、3目償還金で、特別交付金過年度返還金39万8,000円の追加でございます。

次に、歳入について御説明申し上げます。

戻りまして、6ページ、7ページでございます。

6款繰入金、1項他会計繰入金は、1目一般会計繰入金で、職員給与費等繰入金104万2,000円の追加でございます。

7款繰越金、1項繰越金は、1目繰越金で39万8,000円の追加でございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第3号、令和5年度富良野市介護保険特別会計補正予算について御説明申し上げます。

このたび提案いたしました富良野市介護保険特別会計

補正予算第2号は、歳入歳出それぞれ378万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を24億8,233万4,000円にしようとするものでございます。

以下、その概要について、歳出から御説明申し上げます。

8ページ、9ページでございます。

1款総務費、1項総務管理費は、1目一般管理費で、一般事務費の介護保険システム改修委託料及び職員管理費の一般職給料など286万8,000円の追加でございます。

3項介護認定審査会費は、1目介護認定審査会費及び2目認定調査費で、会計年度任用職員報酬など、合わせて77万8,000円の追加でございます。

3款地域支援事業費、3項包括的支援事業・任意事業費は、5目認知症総合支援事業費で、一般職給料など14万2,000円の追加でございます。

次に、歳入について御説明申し上げます。

戻りまして、6ページ、7ページでございます。

3款国庫支出金、2項国庫補助金は、6目介護保険事業費補助金で、現年度分176万円の追加でございます。

7款繰入金、1項他会計繰入金は、3目地域支援事業繰入金（総合事業以外の地域支援事業）で、現年度分14万2,000円の追加、4目その他一般会計繰入金で、職員給与費繰入金及び事務費繰入金188万6,000円の追加、合わせまして202万8,000円の追加でございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第4号、令和5年度富良野市後期高齢者医療特別会計補正予算について御説明申し上げます。

このたび提案いたしました富良野市後期高齢者医療特別会計補正予算第2号は、歳入歳出それぞれ25万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を3億7,583万1,000円にしようとするものでございます。

以下、その概要について、歳出から御説明申し上げます。

6ページ、7ページ下段でございます。

1款総務費は、1項総務管理費、1目一般管理費で、健康診査委託料25万2,000円の追加でございます。

次に、歳入について御説明申し上げます。

同じく、6ページ、7ページ上段でございます。

2款繰入金は、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金で、その他一般会計繰入金25万2,000円の追加でございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第5号、令和5年度富良野市簡易水道事業特別会計補正予算について御説明申し上げます。

このたび提案いたしました富良野市簡易水道事業特別会計補正予算第2号は、歳入歳出それぞれ47万円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億9,856万3,000円にしようとするものでございます。

以下、その概要について、歳出から御説明申し上げます。

6ページ、7ページ下段でございます。

1款簡易水道費は、1項簡易水道管理費、1目一般管理費で、本年11月の人事異動に伴い、一般職給料、市町村職員共済組合負担金など、47万円の追加でございます。

次に、歳入について御説明申し上げます。

同じく、6ページ、7ページ上段でございます。

4款繰入金は、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金で47万円の追加でございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第6号、令和5年度富良野市水道事業会計補正予算について御説明申し上げます。

このたび提案いたしました富良野市水道事業会計補正予算第1号は、債務負担行為の設定2件でございます。

以下、その概要について御説明申し上げます。

第2条債務負担行為の補正は、令和5年度水源送水場管理委託料及び令和5年度検針業務委託料について、令和6年4月1日から業務を実施する上で令和5年度中に契約事務を進めるため、記載の期間及び限度額を定めるものでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第7号、令和5年度富良野市下水道事業会計補正予算について御説明申し上げます。

このたび提案いたしました富良野市下水道事業会計補正予算第1号は、資本的収入及び支出については、予算第4条本文括弧書き中、不足する額2億6,070万円を2億5,940万円に改め、資本的収入に130万円を追加し、収入予定額を2億4,450万円にするものと、予算第5条に定めた企業債の変更でございます。

以下、その概要について御説明申し上げます。

4ページ、5ページでございます。

1款資本的収入は、1項企業債、1目企業債で、起債対象経費の見直しに伴う増額で、予算第5条に定めた企業債のうち、資本費平準化債の限度額を6,680万円から6,810万円(18ページで訂正)に変更するものでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第8号、令和5年度富良野市ワイン事業会計補正予算について御説明申し上げます。

このたび提案いたしました富良野市ワイン事業会計補正予算第2号は、収益的収入に300万円を追加し、収入予定額を4億1,990万円、収益的支出に325万円を追加し、支出予定額を4億1,935万円にしようとするものと、予算第7条に定めた議会の議決を経なければ流用することができない経費を1億3,928万6,000円にしようとするものでございます。

以下、その概要について、収益的支出から御説明申し

上げます。

6ページ、7ページでございます。

1款ワイン事業費用は、2項営業費用、1目営業費で、売店販売商品購入費、賞与引当金繰入額、法定福利費引当金繰入額、合わせまして325万円の追加でございます。

次に、収益的収入について御説明申し上げます。

戻りまして、4ページ、5ページでございます。

1款ワイン事業収益は、1項営業収益、2目その他販売収益で、食品販売収益300万円の追加でございます。

戻りまして、1ページでございます。

第3条は、令和5年度富良野市ワイン事業会計予算第7条で定めました議会の議決を経なければ流用することができない金額を賞与引当金繰入額及び法定福利費引当金繰入額の合計169万円を追加し、1億3,928万6,000円にしようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第9号、富良野市農業センター設置条例の制定について御説明申し上げます。

本件は、山部、五区、御料地域の国営農地再編整備事業の推進のため、令和4年6月に経済部の内部組織として農業センターを設置し、ふらの農業協同組合山部事務所内に関係団体と構成する富良野地区農業センターとして事務所を置いておりましたが、ふらの農業協同組合山部事務所が建て替えを予定していることから、富良野地区農業センターを生涯学習センター内に移転するため、生涯学習センターの一部を富良野市農業センターに改称し、経済部へ所管を変え、施設の管理運営を行うため、富良野市農業センター設置条例を制定しようとするものでございます。

以下、条を追って御説明申し上げます。

第1条及び第2条は、農業センターの目的及び設置、名称及び位置について、第3条から第6条までは、農業センターの施設、職員、開館時間、休館日について、第7条から第15条までは、農業センターの使用の許可、使用の制限、使用料の納入、使用料の減免、使用料の不還付、権利の譲渡等の禁止、原状回復の義務、損害賠償の義務についてそれぞれ定めようとするものでございます。

第15条は、委任に関する規定でございます。

条例の施行日は、令和6年11月1日からとしようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第10号、富良野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等の支給条例の一部改正について御説明申し上げます。

本件は、令和5年8月の人事院勧告を参考に、富良野市議会議員の期末手当の支給割合を改定しようとするものでございます。

内容につきましては、期末手当の支給額を4.4か月分から4.5か月分に引き上げるものでございます。

第1条は、令和5年の12月に支給する期末手当の支給割合を改めようとするものでございます。

第2条は、令和6年度の期末手当について、6月及び12月の支給割合を改めようとするものでございます。

条例の施行日は、第1条は公布の日から、第2条は令和6年4月1日からとし、第1条の規定を令和5年12月1日から適用しようとするものでございます。

なお、既に支給分の期末手当は、改定後の規定による期末手当の内払いとしようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第11号、富良野市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

本件は、富良野市パートタイム会計年度任用職員の期末手当の支給割合について、富良野市フルタイム会計年度任用職員と同様に、富良野市職員の支給割合を参考に改定しようとするものと、地方自治法の改正及び総務省通知に基づき、職員と同様に、新たに勤勉手当を支給しようとするものでございます。

内容につきましては、条例の題名及び第1条中、期末を削除し、第2条第2項に勤勉手当を加え、第6条及び第6条の2において、6月及び12月の期末手当及び勤勉手当の支給割合を、富良野市職員の給与に関する条例を準用し、職員と同様に定めようとするものでございます。

条例の施行日は、令和6年4月1日からとしようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第12号、富良野市長、副市長及び教育長の給与等に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

本件は、令和5年8月の人事院勧告を参考に、富良野市長、副市長及び教育長の期末手当の支給割合並びに旅費の日当及び宿泊料を改定しようとするものでございます。

また、今年に入り、児童手当の支払い遅延、介護保険料の遡及賦課誤り、住民税の変更通知書の未送付、職員の非違行為など、不適切な事務処理や職員の不祥事がありました。

このことは、市政に対する信頼を損なうものであり、この事実を真摯に受け止め、改めて深くおわび申し上げますとともに、執行者としての責任を明らかにすべく、市長、副市長及び教育長の給料を減額しようとするものでございます。

以下、条を追って御説明申し上げます。

第1条は、令和6年1月の給料月額を、市長は10%、副市長及び教育長はそれぞれ5%減額するものと、期末手当の支給割合を4.4か月分から4.5か月分に引き上げることによる令和5年12月に支給する期末手当の支給割合を改めようとするものでございます。

第2条は、昨今の物価高騰を踏まえ、道外出張における旅費の日当1,100円を国家公務員の日当額である2,200円に改め、宿泊料を北海道職員の宿泊料及び宿泊雑費を参考に、道内1万900円、道外1万2,000円とするものと、期末手当について、令和6年度の6月及び12月の支給割合を改めようとするものでございます。

条例の施行日は、第1条は公布の日から、第2条は令和6年4月1日からとし、第1条の規定を令和5年12月1日から適用しようとするものでございます。

なお、既に支給分の期末手当は、改定後の規定による期末手当の内払いとしようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第13号、富良野市職員の給与に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

本件は、令和5年8月の人事院勧告を参考に、職員の給料並びに期末手当及び勤勉手当の支給割合を改定しようとするものでございます。

以下、条を追って御説明申し上げます。

第1条は、令和5年12月に支給する職員の期末手当と勤勉手当の支給割合の改定で、職員はそれぞれ0.05か月分、計0.1か月分、再任用職員はそれぞれ0.025か月分、計0.05か月分引き上げるものと、別表第1、別表第2の給料表の改定で、若年層に重点を置き、給料月額を平均1.1%引き上げようとするものでございます。

第2条は、令和6年度の期末手当と勤勉手当について、6月及び12月の支給割合を改めようとするものでございます。

条例の施行日は、第1条は公布の日から、第2条は令和6年4月1日からとし、第1条の規定による改正後の給与条例の規定は令和5年4月1日から、改正後の給与条例第20条第2項及び第21条第2項の規定は令和5年12月1日から適用しようとするものでございます。

なお、既に支給分の給与は、改定後の規定による給与の内払いとしようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第14号、富良野市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

本件は、富良野市フルタイム会計年度任用職員の期末手当の支給割合について、富良野市パートタイム会計年度任用職員と同様に、富良野市職員の支給割合を参考に改定しようとするものと、令和5年5月の総務省通知に基づき、職員と同様に、新たに勤勉手当を支給しようとするものでございます。

内容につきましては、6月及び12月の期末手当及び勤勉手当の支給割合を、富良野市職員の給与に関する条例を準用し、職員と同様に定めようとするものでございます。

条例の施行日は、令和6年4月1日からとしようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第15号、富良野市職員の旅費に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

本件は、昨今の物価高騰を踏まえ、公務のために旅行する職員等に対し、支給する旅費を改定しようとするもので、道外出張における旅費の日当1,100円を国家公務員の日当額である2,200円に改め、宿泊料を北海道職員の宿泊料及び宿泊雑費参考に、道内1万900円、道外1万2,000円とし、航空運賃の額を現に支払った旅客運賃に改めようとするものでございます。

あわせて、職員以外への旅費の支給、路程の計算方法、同一地域内旅行の旅費、宿泊料が規定を超える場合の対応について、文言を追加しようとするものでございます。

条例の施行日は令和6年4月1日からとし、令和6年3月31日以前に出発した旅行に対する支給については、なお従前の例によることとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第16号、富良野市手数料条例の一部改正について御説明申し上げます。

本件は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令の改正に伴い、戸籍・除籍電子証明書の手数料に関する規定を追加しようとするもの及び根拠規定を整備しようとするものでございます。

以下、内容につきまして、条を追って御説明申し上げます。

別表の第1項は、根拠規定の追加と文言の整理でございます。第3項及び第6項は、戸籍・除籍電子証明書提供用識別符号の発行事務の追加による根拠規定、事務内容及び手数料を追加しようとするものでございます。第4項は、第3項の追加による項の繰下げ及び根拠規定の追加と文言の整理でございます。第5項は、第3項の追加による項の繰下げ、第7項及び第8項は、第3項及び第6項追加による項の繰下げ並びに根拠規定及び事務内容を追加しようとするものでございます。第9項以降は、第3項及び第6項追加による項の繰下げを行おうとするものでございます。

条例の施行日は、令和6年3月1日からとしようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第17号、富良野市生涯学習センター設置条例の一部改正について御説明申し上げます。

本件は、富良野市生涯学習センター施設の一部変更に伴い、条例を改正しようとするものでございます。

以下、その概要について御説明申し上げます。

別表第1は、使用区分欄の施設名称を改めようとするものでございます。

条例の施行日は、令和6年11月1日からとしようとするものでございます。

なお、この条例の施行の際、現に使用の許可を受けている者は、改正後の条例による許可を受けたものとしようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第18号、富良野市国民健康保険税条例の一部改正について御説明申し上げます。

このたびの改正は、国民健康保険法施行令及び地方税法施行令の改正に伴い、世帯に出産する予定の国民健康保険の被保険者または出産した被保険者がある場合においては、当該世帯の世帯主に対して賦課する国民健康保険税の所得割額及び被保険者均等割額を減額する規定を追加しようとするものでございます。

以下、その内容について、条を追って御説明申し上げます。

第21条第3項は、産前産後期間に係る所得割額及び被保険者均等割額を減額する規定を追加しようとするものでございます。第23条の3は、第21条第3項の追加に伴い、その届出について規定しようとするものでございます。

条例の施行日は、令和6年1月1日からとしようとするものでございます。

なお、改正後の富良野市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち、令和6年1月1日以後の期間に係るもの及び令和6年以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち、令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については従前の例によることとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第19号、富良野市空家等の適切な管理に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

本件は、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部が改正されたことに伴い、富良野市空家等の適正適切な管理に関する条例の一部を改正しようとするものでございます。

以下、その内容について、条を追って御説明申し上げます。

第4条は、所有者の責務に、施策に対する協力に努めることを追加しようとするものでございます。

第7条は、空家等の実態調査先に関係機関を追加しようとするものでございます。

第8条は、法律の改正に伴う引用条項の整理でございます。

第13条は、行政代執行までの手続と費用徴収について

追加しようとするものでございます。

第14条第1項及び第2項は、緊急安全措置を実施できる要件や告示行為について整理し、同条を第15条に改めようとするものでございます。

追加する第14条は、適切な管理が行われていないことにより、特定空家等に該当するおそれがある管理不全空家等の所有者に対し、指導と勧告を行うことができることを規定しようとするものでございます。

第16条は、法律の改正に伴う引用条項の整理と第14条の追加に伴う条項ずれを、第17条は条項ずれについて整理しようとするものでございます。

条例の施行日は、公布の日からとしようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第20号、富良野市簡易水道事業に地方公営企業法の全部を適用することに伴う関係条例の整理に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

本件は、令和5年第3回定例会において可決いただきました富良野市簡易水道事業に地方公営企業法の全部を適用することに伴う関係条例の整理に関する条例が令和6年4月1日から施行となりますが、水道事業と簡易水道事業を会計統合し、一つの企業会計として取り扱うため、改正規定を改めようとするものでございます。

以下、概要について御説明申し上げます。

第8条の富良野市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の改正規定に、地方公営企業法及び地方公営企業法施行令に基づき、水道事業と簡易水道事業を一つの会計とする規定を加えようとするもの及び略称規定を整理しようとするものでございます。

条例の施行日は、公布の日からとしようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第21号、富良野市ワイン事業の設置に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

本件は、地方自治法の一部改正に伴い、引用する条項にずれが生じるため、整理しようとするものでございます。

条例の施行日は、令和6年4月1日からとしようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第22号、富良野市新庁舎建設検討委員会設置条例の廃止について御説明申し上げます。

本件は、本市の新庁舎建設に関し、必要な事項を調査審議することを目的とした新庁舎建設検討委員会を設置するため、平成30年に条例を制定いたしました。新庁舎建設事業が着手され、令和4年9月26日から新たな富良野市複合庁舎を供用しており、また、令和6年2月末に駐車場の工事完了が予定され、新庁舎建設に係る検討

委員会の設置目的が達成されることから、本条例を廃止しようとするものでございます。

あわせて、本条例の廃止に伴い、富良野市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の別表中、新庁舎建設検討委員会委員を削除しようとするものでございます。

条例の施行日は、令和6年4月1日からとしようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第23号、指定管理者の指定（富良野演劇工場）について御説明申し上げます。

本件は、富良野演劇工場設置条例第3条の規定に基づき、第4条に規定する業務を指定管理者に行わせようとするもので、指定管理予定者として特定非営利活動法人ふらの演劇工房を選定いたしましたので、当該施設の指定管理者として指定いたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

指定する期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間としようとするものでございます。

なお、指定管理予定者として選定に至る経過を別紙資料として配付してございますので、参考としていただきたいと思います。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第24号、指定管理者の指定（富良野市女性センター）について御説明申し上げます。

本件は、富良野市女性センター設置条例第3条の規定に基づき、第5条に規定する業務を指定管理者に行わせようとするもので、指定管理予定者として富良野消費者協会を選定いたしましたので、当該指定の指定管理者として指定いたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

指定する期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間としようとするものでございます。

なお、指定管理予定者として選定に至る経過を別紙資料として配付してございますので、参考としていただきたいと思います。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

御訂正をお願いいたします。

議案第2号、国民健康保険特別会計補正予算についてでございますが、説明中、歳出の第1項総務費第2項徴税費で、1目賦課徴収費と読みあげるところを1項賦課徴収費と読み上げました。正しくは、1目賦課徴収費でございますので、御訂正をお願いします。

また、その中の一般管理費の関係で、差し引いた2目の合計を10万7,000円の減額と申し上げるところを10万7,000円の追加と申し上げました。正しくは10万7,000円の減額でございますので、御訂正をお願いいたします。

次に、議案第7号、下水道事業会計補正予算でございますが、説明中、1款資本的収入で、資本費平準化債の限度額を6,810万円と申し上げるところを、6,610万円と申し上げました。正しくは6,680万円から6,810万円でございますので、御訂正をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（渋谷正文君） 以上で、本件24件の提案説明を終わります。

散 会 宣 告

○議長（渋谷正文君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

明6日から8日、11日は議案調査のため、9日、10日は休日のため、それぞれ休会であります。

12日の議事日程は、当日配付いたします。

本日は、これをもって散会といたします。

午後0時02分 散会

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 5 年 12 月 5 日

議 長 渋谷 正文

署名議員 松 下 寿美枝

署名議員 本 間 敏 行